

資料1-5 清原委員提出資料

防災対策推進検討会議 2011.11.28

兵庫県理事 清原桂子

発災後の市町村は、職員の被災、通信の途絶等のなかで、救命、安否確認、水・食料・衣料等確保、避難所運営・被災者対応、インフラやライフライン等被害状況把握などに追われる。同時に、被災者の生活再建のための各種調査や証明書発行等業務量が膨大に。

1. 被災の大変なところほど発信できない情報の把握

- ヘリなど空からの情報収集 ヘリテレ等。特に中山間地域など。
- 衛星携帯電話、マスメディアとの協働等多重な情報収集手段
兵庫県からの県内配備衛星携帯電話（31台）貸出（3/20）
- 阪神・淡路大震災（32万人の避難者、1,153避難所）「避難所緊急パトロール隊」
県職員2人+県警3人+パトカー1台100班体制（1/20～7/26）毎日巡回・報告集約

2. 自治体間応援職員（原則として、市町村⇄市町村、県⇄県）の派遣

- スピード感をもった対応 現地拠点（現地事務所）
- 被災市町村に応援要請、ニーズの整理を要求するのではなく、押しかけ支援
関西広域連合**カウンターパート方式** 兵庫県→宮城県支援（県職員6,949人日、市町職員33,805人日等、11/25）宮城県庁と県内3ヵ所の現地支援本部、タテ割りでないチーム対応（総括・ロジ・保健医療福祉・仮設・教育・ボランティアコーディネーター等、兵庫県内市町職員の派遣調整）
- 具体の経験則の共有を平時から
★被災自治体職員と応援職員が一緒に避難所運営等に携わる、★仕事別・エリア別等責任者の明確化、★現場での毎日のミーティングと政策へのフィードバック、★被災自治体職員と応援職員のエネルギーの違いに留意しつつ、次の課題を予見した提案、等
- 災害救助法等要請主義事務手続きの課題
★災害救助法による食事給与単価の特別基準適用（1人1日1,010円→1,500円）
※食事については、野菜・温かいもの含む1日3食の食事、子どもや高齢者への配慮、学校給食、炊き出しの避難所女性への負担、管理栄養士の活用、等課題多い。

3. 物資の調達・配送、集積拠点での入庫、在庫、仕分け、出庫のしくみ

- 民間事業者への委託（平時からの協定等）と、委託費の災害救助法の適用、など
- 企業や団体等からの提供物資のマッチングのしくみ
★得意な技術を生かした兵庫県内企業例：簡易シャワー、コミュニティFM開設など

4. 障害者等への支援

- 自宅避難している障害者等の把握と支援。障害種別や程度に応じた福祉避難所や2次的避難所の用意（福祉施設等）。福祉施設職員等応援体制。
- 仮設住宅や仮設トイレの、ユニバーサル視点からの一層の改善